

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（概要）

目 的：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

対 象：都道府県、政令指定都市
（注）市（区）町村の情報については都道府県を通じて把握した。

調査基準日：原則として平成14年4月1日現在（一部平成14年3月31日現在）
（注1）各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。
（注2）条例に関しては、平成14年8月8日までに内閣府男女共同参画局で把握した情報を追加した。

概要

1. 男女共同参画・女性に関する条例

8月8日現在、36都道府県、5政令指定都市が男女共同参画に関する条例を制定しており、未制定の自治体においても大部分で検討されている（図1）。

市（区）町村についてみると、市（区）では、条例を制定している自治体は7.3%であり、36.0%が制定を検討しているが、町村では、条例を制定している自治体は0.5%、制定を検討している自治体は15.4%にとどまっている。

なお平成13年度は、27都道府県、38市（区）町村で条例が制定されるなど、進展が見られた（図2）。

図1 条例制定の検討状況

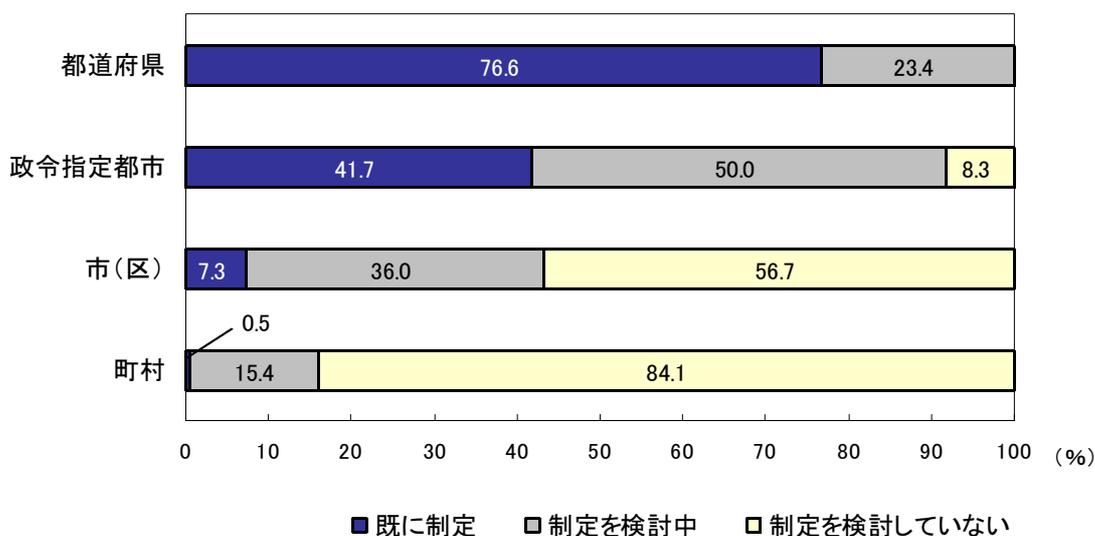
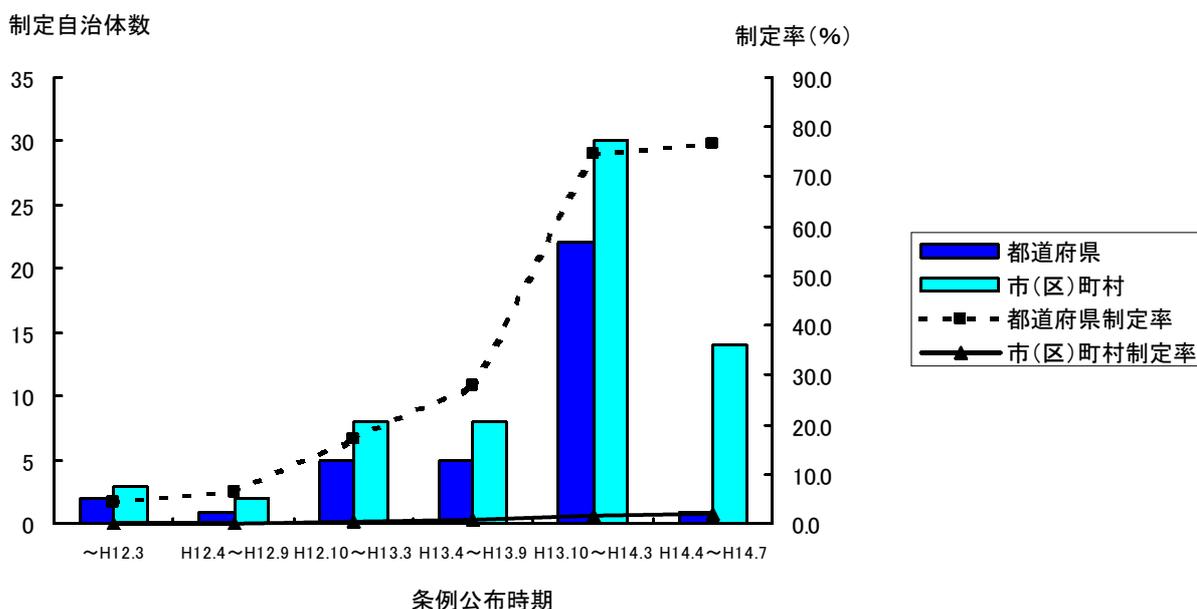


図2 自治体における男女共同参画に関する条例制定状況

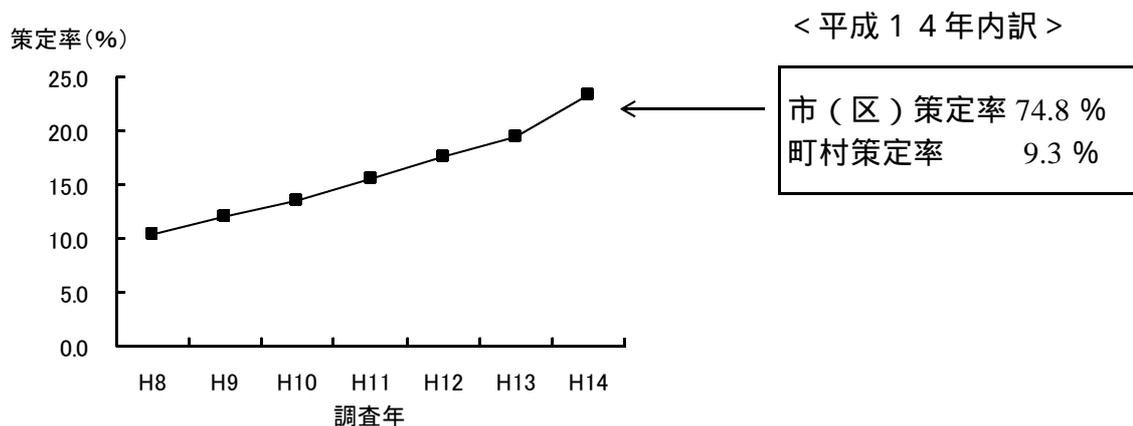


2. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している。また、43都道府県・12政令指定都市で計画策定後フォローアップを行っている。

一方、男女共同参画に関する計画を策定している市(区)町村は23.4%であり、毎年増加している(図3)。この内訳をみると、市(区)における策定率は74.8%と高いが、町村では9.3%と低い。

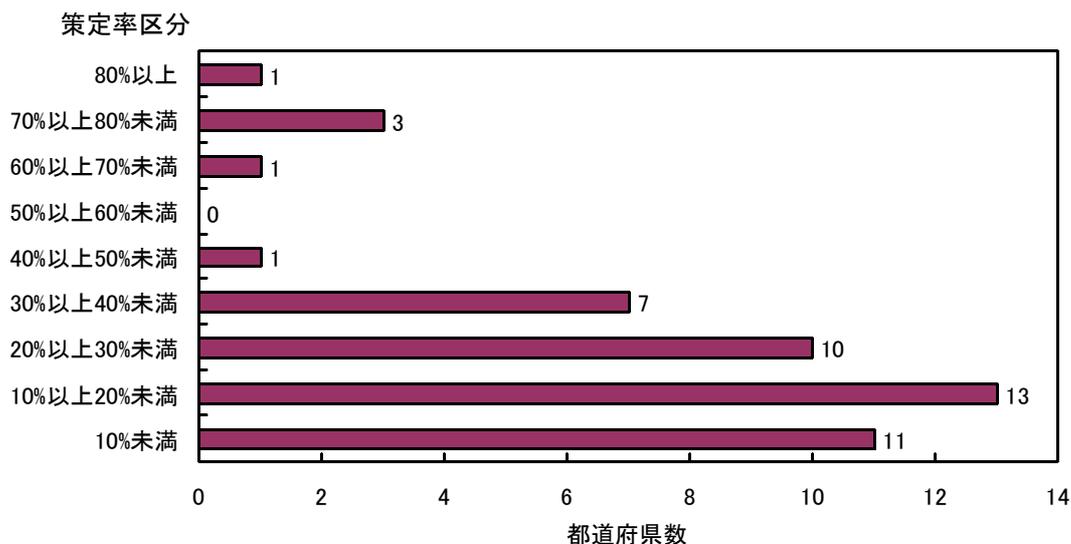
図3 市(区)町村における男女共同参画計画の策定率の推移



都道府県別にみると、市(区)町村の計画策定状況には差が見られ、5都道府県では管内市(区)町村の5割以上で計画を策定している一方、11都道府県は策定率が1割にも達していない(図4)。

また、平成13年度中に新たに計画を策定した市(区)町村数が多いのは、長野県(11)、山梨県(10)、静岡県(8)、兵庫県及び鳥取県(7)である。

図4 都道府県における管内市(区)町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市(区)町村の計画策定率が50%以上の都道府県

大阪府(81.8%)、神奈川県(78.4%)、東京都(77.4%)、埼玉県(74.4%)、山梨県(62.5%)

3. 推進体制

男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全ての各都道府県・政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議は、28都道府県が知事を、14都道府県が副知事を長としており、政令指定都市では、7市が市長を、5市が助役（副市長を含む）を長としているなど、首長等のリーダーシップの下に庁内の連絡・調整を行っている。しかしながら、5都道府県の長は部局長等となっている。

一方、市（区）町村（政令指定都市を含む。以下同じ。）についてみると、行政連絡会議が設置されているのは、全体の23.7%、諮問機関・懇談会は、全体の23.4%となっている。

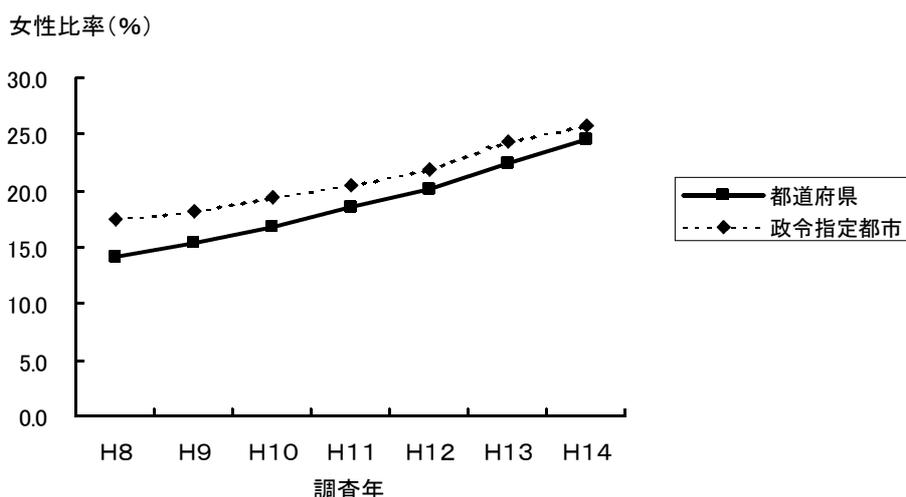
さらに、都道府県別に管内市（区）町村におけるそれぞれの設置状況をみると、行政連絡会議は6都道府県、諮問機関・懇談会は4都道府県で設置している自治体が5割を超える一方、前者は7都道府県、後者は5都道府県で設置している自治体が1割にも満たない等地域で差がみられる。

4. 審議会等委員への女性の登用

女性の登用目標の対象となる審議会等委員の女性比率は、都道府県で平均24.6%、政令指定都市で25.8%であり、増加傾向にある（図5）。大半の都道府県・政令指定都市で20%台となっているが、30%を超える都道府県も5となり、昨年度より2自治体増加した（図6）。

また、女性を登用するための方策として、都道府県・政令指定都市の約9割が女性人材名簿を作成しており、約7割が委員の公募、約6割が人材育成事業を実施している。また、委員の選定に当たって、事前に男女共同参画担当部局との協議を行う制度を導入したり、女性登用推進員を設置している都道府県・政令指定都市もある。

図5 都道府県・政令指定都市における審議会等委員の女性比率の推移

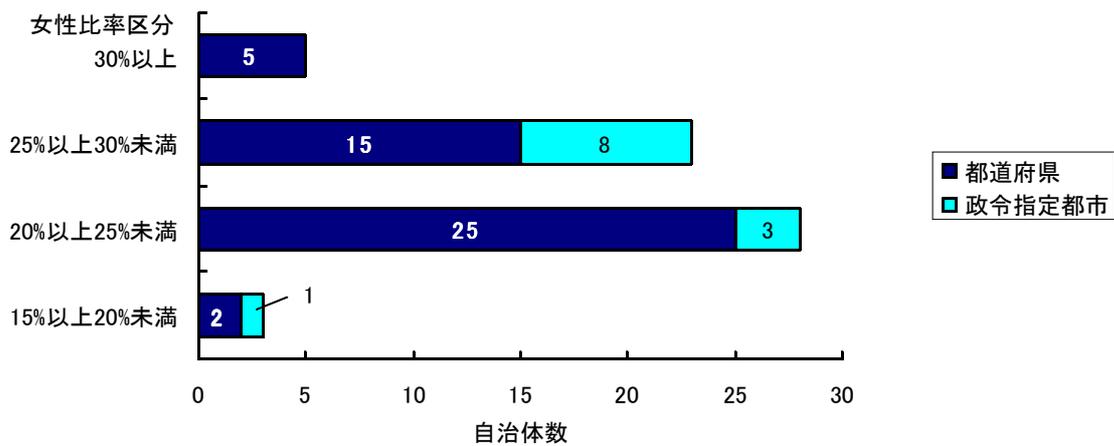


< 参考 >

国の審議会等委員女性比率（H13.9.30 現在）

24.7%

図6 各都道府県・政令指定都市の登用目標の対象である審議会等委員の女性比率



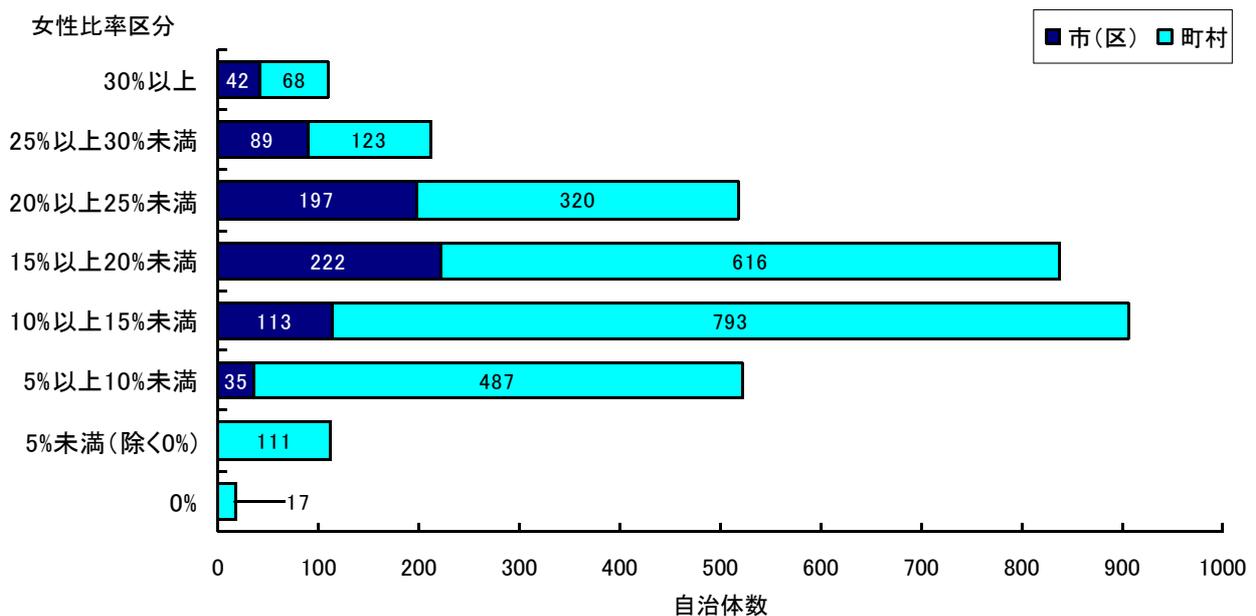
<参考> 審議会等委員の女性比率が30%を超えている都道府県

鳥取県 (37.1%)、青森県 (34.7%)、福岡県 (31.3%)、大阪府 (31.1%)、岐阜県 (30.3%)

市(区)町村において、審議会等委員の登用目標を定めている自治体は全体の23.7%となっている。この内訳をみると市(区)では73.5%と高く、町村では10.0%にとどまっている。また、目標を設定している市(区)町村が7割を超える都道府県がある一方で、1割に満たない都道府県がある等地域での取組に格差が見られる。

全ての市(区)町村について、法律、政令又は条例に基づき設置されている審議会等の女性比率についてみると、平均が18.4%であり、うち市(区)は21.2%、町村は15.9%となっている。また、42市(区)及び68町村では30%を超えている一方、17町村では女性委員が1人もいない(図7)。

図7 市(区)町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



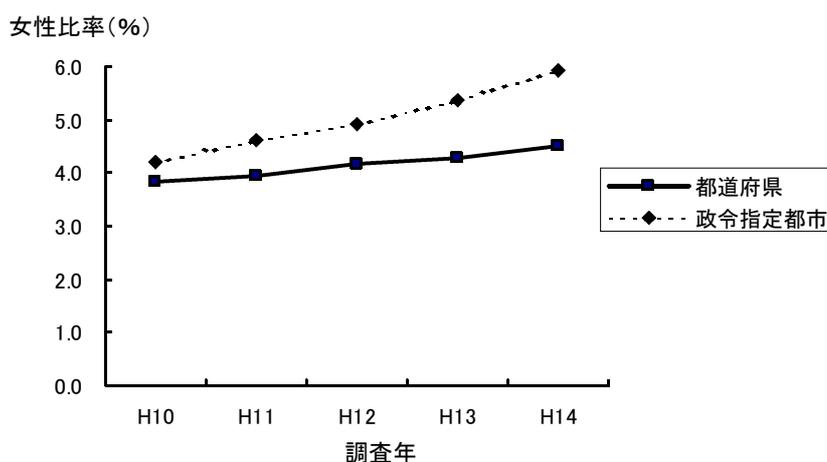
5. 女性管理職の登用

都道府県・政令指定都市の管理職（本庁の課長相当職以上 以下同様）の女性比率をみると、都道府県は平均4.5%、政令指定都市は平均5.9%と緩やかに増加している（図8）。また、女性比率が10%を超えている都道府県・政令指定都市は東京都のみである。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁においては3.4%（最高7.1%、最低0.4%）、支庁・地方事務所においては6.2%（最高13.5%、最低0.7%）となっている。

女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定や女性管理職を対象とした研修等を行っている都道府県・政令指定都市もある。

図8 都道府県・政令指定都市における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率の推移

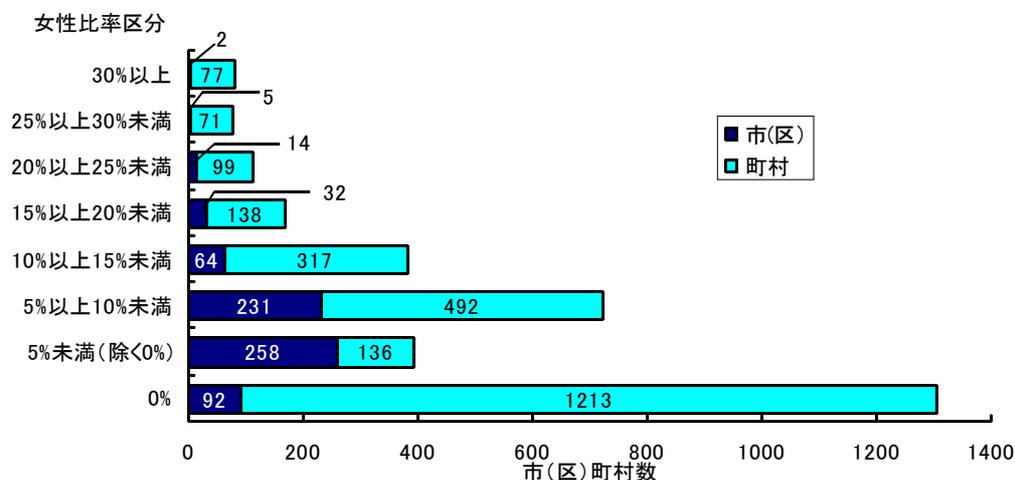


（注）平成13年以前の調査基準日は3月31日、14年以降は4月1日

市(区)町村の管理職の女性の比率についてみると、平均は7.0%であり、うち市(区)では6.7%、町村では7.5%となっている。また、都道府県・政令指定都市ではほとんど見られなかった10%を超える自治体が市(区)で117（全体の16.8%）、町村では702（全体の27.6%）ある。

しかしながら、町村では女性管理職が1人もいない自治体が1,213（全体の47.7%）ある（図9）。

図9 市(区)町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率

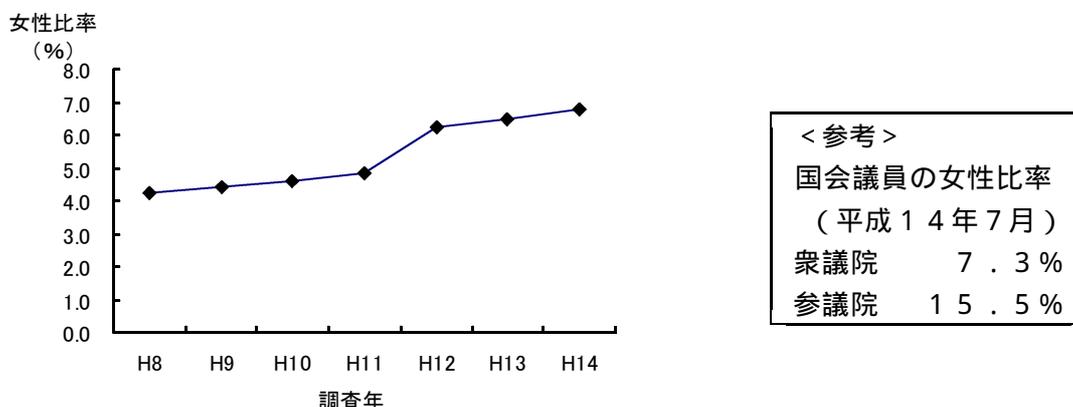


<参考> 国家公務員（行（一）9級以上）の女性比率（13年3月） 1.4%

6. 地方議会の女性議員

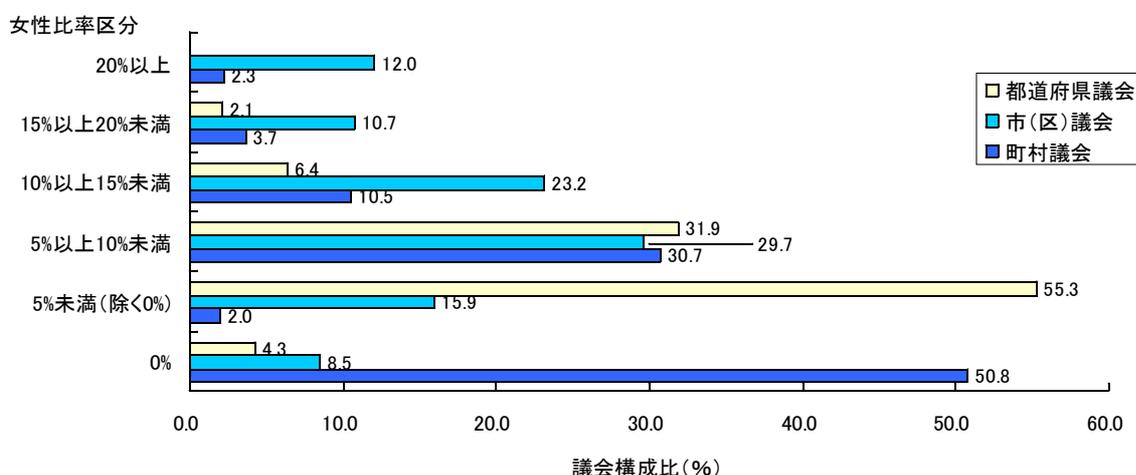
地方議員の女性比率は、6.8%であり、徐々に高まっている(図10)。その内訳は、市(区)議会が最も高く、11.0%であり、そのうち政令指定都市では15.0%となっている。一方、都道府県議会では5.7%、町村議会では4.8%にとどまっている。

図10 地方議会における女性議員の割合の推移



女性議員の割合別に議会の構成比をみると、都道府県議会では、女性議員の割合が5%未満(除く0%)である議会が最も多く、全体の55.3%を占めている。一方、市(区)議会では、5%以上10%未満が29.7%となっており、町村議会では女性議員のいない議会が50.8%を占める(図11)。

図11 地方議会議員の女性比率



7. 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

25都道府県・11政令指定都市では職員を対象として、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会や研修会を実施している。また43都道府県・11政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れている。

さらに、国や民間等が行う男女共同参画・女性問題を主題とした研修への職員の派遣、女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修、研修受講者の男女比の配慮等の取組を実施した都道府県・政令指定都市もある。

8. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

39都道府県・10政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、講座、講演会の開催等広報啓発事業や相談事業、交流促進事業等を行っている。

市(区)町村についてみると、10政令指定都市を含む222自治体(全市町村の6.8%)において同施設が整備されており、男女共同参画推進の拠点となっている。

9. 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

20都道府県・9政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立しており、その多くが男女共同参画・女性のための総合的な施設を運営している。

10. 平成14年度男女共同参画・女性関係予算

男女共同参画・女性に関する都道府県及び政令指定都市の担当課の平成14年度予算の全国総額は111億円であり、平成13年度の108億円からわずかに増加している。

11. 平成14年度に予定している取組

(1) 行事

平成14年度の行事として、約9割の都道府県・政令指定都市でフォーラム、シンポジウムの開催、人材育成事業や啓発講座を予定している。

また、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動に約7割の都道府県・政令指定都市が取り組むこととしている。

さらに、国際交流・海外派遣事業や知事と女性リーダーとの懇談会や他都道府県との交流事業など地域で工夫した取組が予定されている。

(2) 男女共同参画・女性に関する広報、啓発

全ての都道府県・政令指定都市においてホームページが開設され、広く男女共同参画に関する情報提供が行われている。また、広報誌の発行や番組提供により、広報・啓発を行うほか、21都道府県・1政令指定都市では白書を作成している。15都道府県・7政令指定都市では男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定している。

12. 自治体と民間団体(女性団体等)との連携

(1) 自治体と民間団体の連携方法

都道府県・政令指定都市では、民間団体との連携を図るために、約9割が自治体からの情報提供を、約8割が民間団体の組織化を行っている。また、約7割が助成金の交付をしており、約5割が意見交換会の開催、共催事業の実施等により連携を図っている。

(2) 民間団体のネットワーク活動

37都道府県・10政令指定都市では、民間団体のネットワークを組織している。これらのネットワークでは、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレット作成、交流イベントの開催等を通じて、民間団体間の情報交換や交流活動を行っている。

13. 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

80の市(区)町村(平成13年度60)が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。